

北方町雑誌スポンサー制度要項

(令和元年9月改正)

1 雑誌スポンサー制度の目的

雑誌スポンサー制度は、図書館の利用雑誌に民間企業等の情報発信を組み込み、新たな図書利用資料等を確保することにより、北方町立図書館雑誌コーナーの充実を図ることを目的とする。

2 雑誌スポンサー制度の内容

雑誌スポンサーから雑誌の購入費用を負担してもらい代わりに、「スポンサー名」を付けて北方町立図書館雑誌コーナーに配架するものである。雑誌の配架位置は、北方町立図書館が決定する。

提供雑誌の最新号カバーに「スポンサー名」を表示し、裏面には希望により広告を掲載する。

3 雑誌スポンサーの対象

雑誌スポンサーは、企業・商店・団体等を対象とし、個人は対象としない。また、次に定める業種又は事業者に係わるものであるときは、雑誌スポンサーの対象としない。(北方町広告掲載基準第2条参照)

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業とされる業種及びこれに類する業種
- (2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業とされる業種
- (3) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
- (4) ギャンブル（宝くじを除く）に関する業種
- (5) 投機的商品に関する業種
- (6) たばこに関する業種
- (7) 占い又は運勢判断に関する業種
- (8) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に規定する探偵業とされる業種及びこれに類する業種
- (9) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体又はそれらの関連業者
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続を開始している事業者
- (12) 各種法令に違反している事業者
- (13) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (14) 本町の町税を滞納している事業者
- (15) 社会問題を起こしている業種や事業者

4 雑誌の選定

雑誌スポンサーは、北方町立図書館と協議の上、提供する雑誌を選定する。

5 広告の規格、表示方法

- ・ 提供雑誌の最新号カバー表面及び雑誌収納ケースカバーは、「スポンサー名」の表示とする。
- ・ 表示の大きさは、縦8cm、横20cm以内で、地色は白色、文字は黒色とする。
- ・ 貼付位置は、最新号カバー中央より下部とする。
- ・ 裏面に掲示する広告は、最新号カバーに収まるA4版以下のものとし、スポンサーが作成した印刷のものを使用する。

6 掲示する広告の範囲

提供雑誌の最新号カバー裏面に掲示する広告の内容が、次に該当するときは、広告掲示の対象としない。(北方町広告掲載基準第3条参照)

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 青少年の健全育成の妨げとなるもの若しくは公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 個人又は団体の名刺広告又は意見広告
- (5) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (6) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
- (7) その他広告を掲載することが不相当であると町長が認めるもの

7 広告掲示の期間

広告掲示の期間は原則として1年以上、雑誌提供期間終了までとする。年度途中からの場合も同様とする。

8 雑誌スポンサーの申込方法

雑誌スポンサーの申込みをする企業・商店・団体等は、「北方町雑誌スポンサー制度申込書」(様式第1号)に必要事項を記入し、持参・郵送・ファクシミリ・メールのいずれかの方法によって北方町立図書館に提出するものとする。

9 雑誌購入代金の支払方法

雑誌スポンサーは、次に定める支払方法により、雑誌購入代金を北方町立図書館指定の納入業者に直接支払うものとする。

- (1) 支払いの方法は、一括払いとする。
- (2) 支払いに係る振込手数料は、雑誌スポンサーの負担とする。
- (3) 雑誌スポンサー提供の雑誌が休刊した場合は、北方町立図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

附 則

この要項は、平成二十六年四月一日より施行する。

附 則

この要項は、令和元年九月一日より施行する。